栗東市工場立地法準則条例

令和３年９月２８日
栗東市条例第１９号

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第２項に規定する範囲内において市が定める基準を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の準工業地域　（以下「準工業地域」という。）	１００分の１５以上	１００分の２０以上
都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域並びに同号の用途地域の指定の無い地域（以下「工業地域等」という。）	１００分の１０以上	１００分の１５以上

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第４条　工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第５条　特定工場の敷地が準工業地域、工業地域等又は非適用区域（準工業地域及び工業地域等以外の区域をいう。以下同じ。）のうち、２以上の区域にわたる場合における第３条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、準工業地域及び工業地域等の敷地割合の合計が２分の１以上であるときは準工業地域又は工業地域等のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、非適用区域の敷地割合が２分の１を超えるときは同表の規定を適用しない。

２　前項の規定により第３条の表の規定を特定工場の敷地の全部に適用する場合において、準工業地域及び工業地域等の敷地割合が同じときは、準工業地域に係る同表の規定を適用する。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第６条　特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　昭和４９年６月２８日以前に設置され、又は同日において設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第３条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）備考第１項第２号及び第３号並びに第３項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第１項第２号中「０．２」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１５」と、工業地域等にあっては「０．１」と、同項第３号中「０．２５」とあるのは、準工業地域にあっては「０．２」と、工業地域等にあっては「０．１５」と、法準則備考第３項第１号中「０．２」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１５」と、工業地域等にあっては「０．１」と、同項第２号中「０．２５」とあるのは、準工業地域にあっては「０．２」と、工業地域等にあっては「０．１５」と読み替えるものとする。